

平成25年10月17日

和光市長 松本 武洋 様

和光市個人情報保護審議会
会 長 石 井 彰

市の施設等における防犯カメラ及び通話録音装置の設置に係る個人情報の
収集について（答申）

平成25年8月19日付け和情第15号により諮問のあった標記の件について、当審議会では、平成25年9月19日に会議を開催し、諮問内容を鋭意検討し、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論に至りましたので、答申いたします。

記

1 結論

- (1) 諮問事項 市の施設等に設置する防犯カメラ及び通話録音装置により撮影された映像及び録音された音声における個人情報の収集について

市民生活の安全と安心の確保、市政の合理的な執行及び犯罪の予防及び犯罪発生後における事件の早期解明等に効果が期待できることが認められるため、審議会として妥当であると判断する。

- (2) 諮問事項 (1)について承認いただける場合、和光市個人情報保護条例第6条第3項の規定により、個人情報を収集した事実及びその内容を本人に対して通知することを省略することについて

本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるため、審議会として妥当であると判断する。

2 審議会の付帯意見

個人情報保護に関する法令、条例、規則、新たに制定する要綱などに基づき、和光市個人情報保護行政がこれまでと同様に適正な管理、運用に努めること。

以上